

【課題No.23】

・中分類 35「家庭生活支援サービス職業従事者」の見直し

1 課題

中分類 35「家庭生活支援サービス職業従事者」の就業者は約2万人であり、中分類としては非常に少ない規模となっている。

しかしながら、共働き家庭が多い現代で個人家庭の支援を行う職業が、本当に就業者数の少ない職業となっているのか。小分類 429「他に分類されないサービス職業従事者」に類似する職業が含まれていたり、類似しているものの説明に該当しないため、他の分類となってしまっているのではないか。

説明も含めて、どのような仕事の内容の職業が該当するのか見直してはどうか。

2 家事支援サービス等における現状

課題にある「共働き家庭が多い現代で個人家庭の支援を行う職業が、本当に就業者数の少ない職業となっているのか」について、「個人家庭の支援を行う職業」を現行の定義にとらわれず関わりのある産業の動向を確認したところ次のとおりであった。

(家事支援サービス)

- 令和3年度の家事支援サービスの市場規模は800億円超と10年間で約6・2倍の伸び。(出典：産経ニュース 2024. 9. 14)
- 経済産業省において、家事支援サービス福利厚生導入実証事業(R5補正予算)を実施。家事支援サービスの活用を促すため、家事支援サービス提供事業者と福利厚生としてサービスを導入する中小企業等が連携して行う福利厚生導入実証を補助。
- 一部の地方自治体において、家事代行サービスの利用者に対する利用料金補助の事業化など、生活者の家事代行サービスの利用に対する補助を実施。(出典：矢野経済研究所 プレスリリース 2024. 7. 29)

(その他)

- 高齢者見守り・緊急通報サービスの市場規模は2020年に262億円、2030年は381億円に拡大すると予測。(出典：市場調査会社シード・プランニング プレスリリース 2021. 11. 30)
- こども家庭庁は、ベビーシッター利用料の一部を補助する割引券について、2024年度の発行枚数を70万枚にする方針を固めた。制度の浸透とともに需要が高まり、39万枚を予定していた23年度の約1.8倍に増やす。(出典：読売新聞 2024. 2. 12)

以上のとおり、個人家庭の支援を行う産業は拡大傾向であり、おのずと直接個人家庭

の支援を行うサービスを提供する就業者数も増加傾向にあることが推察される。

3 見直しの背景、実質的な見直しの必要性、理由等

「個人家庭の支援を行う職業」について、家事支援サービス（家事代行）を始めとした複数の産業の市場規模が拡大傾向にあるため、当該職業従事者も増加が推察される一方で、国勢調査では当該分類に属する職業従事者が減少傾向となっている。

このことから、中分類35「家庭生活支援サービス職業従事者」について、その実態を正確に把握できていないおそれが考えられる。

また、国や地方自治体が個人家庭の支援を行うサービスに係る補助制度なども開始しており、これらに関わる職業の実態を把握する行政ニーズも生じているのではないかと考えられる。

以上のことから、個人家庭の支援を行う職業について、その実態を捉えるための措置が必要ではないかと考える。

4 見直しの方針案（事務局案）

中分類35「家庭生活支援サービス職業従事者」に含むことが適当な個人家庭の支援を行う職業について、他の職業分類や民間の職種一覧などを参考に、さらなる情報収集を行い、どのような職業が該当し得るのか整理し、見直しの必要性を検討する。

【課題No.25】

・中分類 42 「他に分類されないサービス職業従事者」の見直し

1 課題

中分類 42 「その他のサービス職業従事者」のうち7割以上が、小分類 429 「他に分類されないサービス職業従事者」となっている。その中には、社会の変化に伴い新たに生まれ、一定数の就業者が認められる職業や仕事の内容の変化に合わせて、他の小分類に整理することが適当な職業がないか検討してはどうか。

特に保育士のサポート業務を行う「保育補助」は、保育士不足などの面からもニーズが高い仕事であり、その取扱いを見直す必要性が高いのではないかと考えられる。

2 保育補助等における現状

(1) 「保育補助」について

「保育補助」^(※)の現状を確認したところ以下のとおりであった。

※ 保育補助とは保育施設などで、主に保育士をサポートして、子どもたちの世話や保育を円滑に進めるための環境を整える仕事。(出典：jobtag)

○ 保育士及び保育補助者等の直近5年間における常勤換算従事者数の推移

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
保育士	393,898人	400,738人	403,632人	406,055人	415,655人
保育補助	16,606人	24,939人	26,489人	22,374人	28,250人

※ 本表は社会福祉施設等調査に基づき当室において作成した。

○ 子ども家庭庁（事業開始時（平成28年度）は厚生労働省）において保育所等における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の配置に必要な費用を支援する「保育補助者雇上強化事業」を実施。

以上のとおり、「保育補助」は同じく保育所等で働く保育士と同様に就業者数が増加傾向であるとともに、国の政策としても人材確保に務めていることから今後も増加が見込まれるものと考えられる。

(2) 他のサービス職業従事者について

ア 国勢統計の結果において、「他に分類されないサービス職業従事者」の産業分類別の分布（上位3つの小分類）は次のとおりであった。

・児童福祉事業（45.6%、208,350人）

- ・学校教育（専修学校、各種学校を除く）（16.1%、73,400人）
- ・他に分類されない生活関連サービス業（9.0%、41,260人）

イ 厚生労働省編職業分類や民間の職種一覧等と比較すると、「他に分類されないサービス職業従事者」に対応する次の職業が確認された

- ・学童保育指導
- ・保育補助者、家庭的保育者
- ・トリマー
- ・ブライダルコーディネーター
- ・セラピスト

3. 見直しの背景、実質的な見直しの必要性、理由等

上記2を踏まえれば、属する中分類の7割以上を占める小分類 429「他に分類されないサービス職業従事者」には、一定の就業人数が見込まれる職業が保育補助以外にも含まれていると推察される。厚生労働省編職業分類等で設定されている職業について、その実態を捉えるための措置が必要ではないかと考える。

4. 見直しの方針案（事務局案）

小分類 429「他に分類されないサービス職業従事者」に含まれる職業について、厚生労働省編職業分類等で設定されている職業のさらなる情報収集を行い、職業分類の目的等も踏まえ設定の必要性を検討する。